

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 28 年 5 月 16 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501676号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600028号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年*月10日

第一子の育児休業開始月である請求期間に支給された賞与に係る記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された請求期間に係る「賞与(基本情報)」により、請求者は、請求期間において、同社から賞与が支給されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していたと認められる場合であるとされているところ、上記の「賞与(基本情報)」により、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された「従業員台帳(社内履歴)」により、請求者は、平成24年*月*日から平成27年*月*日まで、育児休業を取得していることが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2では、事業主の申出により、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料を徴収しない旨規定しているところ、同社は、資料が残っていないため、請求者に係る育児休業等取得者申出書の届出を行ったか不明である旨回答している上、オンライン記録に請求者に係る育児休業の記録が確認できないことから、請求期間は、当該規定に基づく保険料が免除される期間とは認められない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501649号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600029号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年6月21日から平成19年4月21日まで

A社で勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。請求期間の保険料は控除されていなかったが、請求期間についても、記録のある期間と同様に勤務していたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていない旨陳述している。

また、A社の事業主は、請求期間当時、経営不振により、従業員を厚生年金保険から脱退させ、当該期間に係る保険料を控除していない旨回答しており、同社から請求期間のうち一部の期間に係る「諸給与支払内訳明細書」の提出があり、当該明細書により、平成14年6月分、同年7月分、同年11月分、同年12月分、平成15年11月分、同年12月分、平成16年11月分、同年12月分、平成17年11月分、同年12月分及び平成18年11月分から平成19年3月分までの厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B健康保険組合は、請求者の請求期間に係る加入記録はなく、オンライン記録と一致している旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。